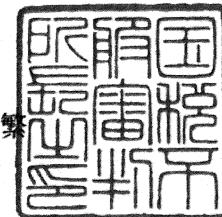


裁 決 書

広裁(所・諸)令4第15号

令和5年4月13日

国税不服審判所長 伊藤 繁



審査請求人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

原処分庁

原 処 分

- 1 令和4年1月21日付でされた平成26年分、平成27年分、平成28年分、平成29年分、平成30年分、令和元年分及び令和2年分の所得税及び復興特別所得税に係る重加算税の各賦課決定処分
- 2 令和4年1月21日付でされた平成26年1月1日から平成26年12月31日まで、平成27年1月1日から平成27年12月31日まで、平成28年1月1日から平成28年12月31日まで、平成29年1月1日から平成29年12月31日まで、平成30年1月1日から平成30年12月31日まで、平成31年1月1日から令和元年12月31日まで及び令和2年1月1日から令和2年12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税に係る重加算税の各賦課決定処分
- 3 平成28年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求に対して令和4年7月6日付でされた更正をすべき理由がない旨の通知処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

理 由

1 事実

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、原処分庁の調査に基づき所得税等及び消費税等の各修正申告をしたところ、原処分庁が、請求人の過少申告には隠蔽又は仮装の事実があるとして、重加算税の各賦課決定処分を行ったのに対し、請求人が、当該各賦課決定処分の理由の提示に不備があるとして、処分の一部の取消しを求めるとともに、請求人が事業所得の金額の計算上必要経費の算入漏れがあり、所得金額が過大であったとして行った更正の請求に対し、原処分庁が、必要経費の支払の事実及び内容が明らかではないとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったことに対し、請求人が、処分の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令の要旨

イ 行政手続法第14条《不利益処分の理由の提示》第1項本文は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない旨規定している。

ロ 国税通則法（以下「通則法」という。）第23条《更正の請求》第1項柱書及び同項第1号は、納税申告書を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるときは、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる旨規定している。

ハ 通則法第68条《重加算税》（法定申告期限の到来が平成29年1月1日前の国税

については、平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。) 第1項は、通則法第65条《過少申告加算税》第1項の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨規定している。

ニ 通則法第68条第2項は、通則法第66条《無申告加算税》第1項の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨規定している。

以下、通則法第68条第1項及び第2項に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装する行為を「隠蔽仮装行為」という。

ホ 所得税法第37条《必要経費》第1項は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、事業所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他事業所得を生ずべき業務について生じた費用の額とする旨規定している。

ヘ 所得税法第45条《家事関連費等の必要経費不算入等》第1項柱書及び同項第1号は、居住者が支出する家事上の経費及びこれに関連する経費(以下「家事関連費」という。)で政令で定めるものの額は、その者の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入しない旨規定している。

ト 所得税法施行令第96条《家事関連費》は、所得税法第45条第1項第1号に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする旨規定している。

(イ) 家事関連費の主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部

分に相当する経費（第1号）

(口) 上記(イ)に掲げるもののほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事関連費のうち、取引の記録等に基づいて、事業所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額に相当する経費（第2号）

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 請求人の概要

請求人は、「[REDACTED]」という屋号で空調設備の点検及び修理業（以下「本件事業」という。）を営む個人事業者であった。

なお、請求人は、本件事業に係る確定申告書の作成及び提出を母親である[REDACTED]（以下「母[REDACTED]」という。）に一任していた。

ロ 本件事業に係る売上金の受領方法

請求人は、平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間、本件事業に係る売上先に対し売上金を、[REDACTED]の「[REDACTED]」名義の普通預金口座（以下「本件甲口座」という。）又は[REDACTED]の請求人名義の普通預金口座（以下「本件乙口座」という。）に振り込ませた。

(4) 審査請求に至る経緯

イ 確定申告

請求人は、平成26年分から令和2年分までの各年分（以下「本件各年分」という。）の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）について、青色の確定申告書に別表1の「確定申告」欄のとおり記載して、原処分庁へ申告した。

また、請求人は、平成26年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成26年課税期間」といい、他の課税期間も同様に表記する。）から令和2年課税期間までの各課税期間（以下「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の確定申告書に別表2の「確定申告」欄のとおり記載して、原処分庁へ申告した。

ロ 修正申告

請求人は、令和3年12月8日、原処分庁所属の調査担当者の調査（以下、当該

調査に係る調査担当者を「本件調査担当者」という。)に基づき、本件各年分の所得税等及び本件各課税期間の消費税等について、別表1及び別表2の各「修正申告」欄のとおり記載した各修正申告書を原処分庁に提出した。

ハ 重加算税等の賦課決定処分

原処分庁は、令和4年1月21日付で、請求人に対し、別表1の「賦課決定処分」欄のとおり、本件各年分の所得税等に係る重加算税並びに平成27年分及び平成29年分の所得税等に係る無申告加算税並びに令和元年分の所得税等に係る過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

また、原処分庁は、令和4年1月21日付で、請求人に対し、別表2の「賦課決定処分」欄のとおり、本件各課税期間の消費税等に係る重加算税並びに平成27年課税期間、平成29年課税期間及び平成30年課税期間の消費税等に係る無申告加算税並びに令和元年課税期間及び令和2年課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

以下、上記の各賦課決定処分のうち、本件各年分の所得税等に係る重加算税の各賦課決定処分を「本件所得税等各賦課決定処分」、本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の各賦課決定処分を「本件消費税等各賦課決定処分」といい、本件所得税等各賦課決定処分と併せて「本件各賦課決定処分」という。

なお、本件各賦課決定処分に係る通知書(以下「本件各通知書」という。)に記載された処分の理由は、要旨、別紙1及び別紙2のとおりである。

また、別紙で定義した略語については、以下、本文でも使用する。

ニ 更正の請求

請求人は、令和4年3月7日、原処分庁に対し、平成28年分の所得税等の修正申告書に記載した事業所得の金額について、次の各金額は必要経費に算入漏れであったとして、別表1の「更正の請求」欄のとおりとすべき旨の更正の請求(以下「本件更正請求」という。)をした。

以下、請求人が本件更正請求において必要経費に算入漏れであったとする金額を「本件請求額」という。

(イ) 外注費

請求人が、各外注先に対し、外注費として支払ったとする金額1,770,000円(以下「本件外注費額」という。)

(四) 出張手当

請求人が、各外注先に対し、出張手当として支払ったとする金額610,000円
(以下「本件出張手当額」という。)

(五) 給与

A 請求人の父親である■■■■■及び母■■■■■への給与

請求人が、平成28年中に■■■■■(以下「父■■■■■」といふ。)に対して現金で支払ったとする金額960,000円及び母■■■■■名義の預金口座に振り込んだとする金額5,980,000円の合計金額6,940,000円と、父■■■■■及び母■■■■■に対する青色事業専従者給与として必要経費に算入した金額4,800,000円との差額2,140,000円(以下「本件父母給与額」といふ。)

B 請求人の妹である■■■■■への給与

請求人が、■■■■■(以下「妹■■■■■」といふ。)に対し、給与として支払ったとする金額2,040,000円(以下「本件妹給与額」といふ。)

(六) 減価償却費

請求人が購入費用を負担したとする妹■■■■■の使用する車両(以下「本件車両」といふ。)に係る減価償却費のうち、事業専用割合50パーセントとして計算した金額113,147円(以下「本件減価償却費額」といふ。)

ホ 本件各賦課決定処分に対する審査請求

請求人は、令和4年4月20日、本件各賦課決定処分に不服があるとして、審査請求をした。

ヘ 更正をすべき理由がない旨の通知処分

原処分庁は、令和4年7月6日付で、本件更正請求について、本件請求額はその支払の事実及び内容が明らかではないとして、請求人に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分(以下「本件通知処分」といふ。)をした。

ト 本件通知処分に対する審査請求及び併合審理

請求人は、令和4年10月6日、本件通知処分に不服があるとして、審査請求をした。

そこで、上記の審査請求について、上記ホの審査請求と併合審理をする。

2 争点

(1) 本件各賦課決定処分の理由の提示に不備があるか否か(争点1)。

(2) 本件更正請求は、通則法第23条第1項第1号の規定による更正の請求ができる場合に該当するか。具体的には、本件請求額は、平成28年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができるか否か（争点2）。

3 争点についての主張

(1) 争点1（本件各賦課決定処分の理由の提示に不備があるか否か。）について

原処分庁	請求人
<p>本件各通知書には、隠蔽仮装行為として、具体的な事実が摘示されているから、本件各賦課決定処分の理由が、行政庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という不利益処分の理由を提示する制度の趣旨目的を充足する程度に具体的に明示されているといえ、法の要求する更正決定等の理由の提示として欠けるところはない。</p> <p>したがって、本件各賦課決定処分の理由の提示に不備はない。</p>	<p>原処分庁は、①答弁書において、請求人が母■に対して本件乙口座に関する資料を渡していないことが隠蔽仮装行為に該当する旨の主張を追加し、更に②意見書において、売上げに計上していない金額が全体の売上げに比して多額である旨及び請求人が認知していなくても請求人の親族である経理担当者が売上除外をしており請求人が行ったと同一である旨の各主張を追加している。</p> <p>このことは、①については誰が隠蔽仮装行為をしたか、②については隠蔽仮装行為と評価される行為及び親族の隠蔽仮装行為を請求人の行為と同視することの記載が、本件各通知書で不明確であったことの表れである。</p> <p>したがって、本件各賦課決定処分の理由の提示に不備がある。</p>

(2) 争点2（本件更正請求は、通則法第23条第1項第1号の規定による更正の請求ができる場合に該当するか。具体的には、本件請求額は、平成28年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができるか否か。）について

請求人	原処分庁
次のとおり、本件請求額は、平成28年	次のとおり、本件請求額は、平成28年

請求人	原処分序
分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。 イ 本件外注費額 本件外注費額について、各外注先から領収証等は受領していないものの、請求人が作成した平成27年11月30日から平成29年1月1日までの間の手帳の写し（以下「本件手帳」という。）及び外注先である [REDACTED] が作成した令和4年7月5日付の確認書（以下「本件 [REDACTED] 確認書」という。）の記載などから、役務の提供の内容は明らかであり、本件外注費額の支払の事実があることは明らかである。 したがって、本件外注費額は必要経費に算入することができる。	分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができない。 イ 本件外注費額 請求人が主張の根拠とする資料からは、本件外注費額として支払った金額及び役務の提供の内容が確認できない。 したがって、本件外注費額は必要経費に算入することはできない。
ロ 本件出張手当額 本件出張手当額について、各外注先から領収証等は受領していないものの、本件手帳及び本件 [REDACTED] 確認書の記載などから出張手当の内容は明らかであり、本件出張手当額の支払の事実があることは明らかである。 したがって、本件出張手当額は必要経費に算入することができる。	ロ 本件出張手当額 請求人が主張の根拠とする資料からは、本件出張手当額として支払った金額及び出張手当の内容が確認できない。 したがって、本件出張手当額は必要経費に算入することはできない。
ハ 本件父母給与額 父 [REDACTED] 及び母 [REDACTED] は平成28年中ににおいて本件事業に従事していたことか	ハ 本件父母給与額 請求人が主張の根拠とする資料からは、父 [REDACTED] に対する支払の事実を確認

請求人	原処分序
<p>ら、請求人は、その対価として給与を支払っていた。このことは、妹■が平成30年11月20日から令和元年12月30日までの間について作成したノート（以下「本件ノート」という。）の記載や、母■名義の預金口座への振込みなどから明らかである。一方で、父■及び母■は、平成28年中ににおいては請求人と生計を一にしておらず、青色事業専従者には該当しないことから、青色事業専従者給与として税務署長に届け出た金額に制限されるとなく、請求人が実際に支払った金額を給与とすべきである。</p> <p>したがって、本件父母給与額は必要経費に算入することができる。</p>	<p>することはできず、母■名義の預金口座へ入金された金員については、いかなる性質の入金であるか不明である。</p> <p>したがって、本件父母給与額は必要経費に算入することはできない。</p>
二 本件妹給与額	二 本件妹給与額
<p>妹■は平成17年頃から本件事業に従事していたことから、請求人は、その対価として本件妹給与額を支払っていた。このことは、本件ノート及び妹■が作成した令和4年7月4日付の確認書（以下「本件妹確認書」という。）の記載などから明らかである。</p> <p>したがって、本件妹給与額は必要経費に算入することができる。</p>	<p>請求人が主張の根拠とする資料からは、妹■に対する給与の支払の事実を確認することはできない。</p> <p>したがって、本件妹給与額は必要経費に算入することはできない。</p>
ホ 本件減価償却費額	ホ 本件減価償却費額
妹■は、上記ニのとおり、本件事	本件減価償却費額は、所得税法第45

請求人	原処分庁
<p>業に従事していたところ、本件車両は妹■の家事用として使用するほか、妹■が各種の支払業務のため金融機関へ赴く際の交通手段として使用するなどしており、事業で使用した割合は50パーセントであった。</p> <p>したがって、本件減価償却費額は必要経費に算入することができる。</p>	<p>条第1項第1号に規定する家事関連費に該当するところ、本件事業に必要である部分とそれ以外の部分とが合理的に区分できない。</p> <p>したがって、本件減価償却費額は必要経費に算入することはできない。</p>

4 当審判所の判断

(1) 争点1（本件各賦課決定処分の理由の提示に不備があるか否か。）について

イ 法令解釈

行政手続法第14条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるという趣旨に出たものと解されることから、当該処分の理由が、当該趣旨を充足する程度に具体的に明示するものであれば、同項本文の要する理由の提示として不備はないものと解するのが相当である。

ロ 検討

本件各通知書には、別紙1及び別紙2のとおり、隠蔽仮装行為に関して、請求人から申告手続を委任された母■が、売上金額の計算に際して、本件事業に係る売上金が振り込まれる本件甲口座及び本件乙口座の通帳を基に、年間変動損益計算書を作成していたこと、母■は、年間変動損益計算書を作成するに当たり、本件甲口座に振り込まれた売上金額のみを年間変動損益計算書に記載し、本件乙口座に振り込まれた売上金額については年間変動損益計算書に記載しなかつたこと及びそのようにして作成された年間変動損益計算書に基づき、請求人の青色申告決算書及び確定申告書を作成し、提出していたことが記載されている。

本件各通知書の上記の記載内容からすれば、請求人から申告手続を委任された母■が、本件乙口座に振り込まれた本件事業に係る売上金額を記載すること

なく年間変動損益計算書を作成したことをもって、請求人に隠蔽仮装行為があつたことを判断したことが分かり、本件各賦課決定処分の原因となる事実関係の内容等が具体的に示されている。

そうすると、本件各通知書の記載内容は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるという行政手続法第14条第1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由の提示として欠けるものではないというべきであり、本件各賦課決定処分の理由の提示に不備はない。

ハ 請求人の主張について

請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のとおり、原処分庁は、①答弁書において、請求人が母■に対して本件乙口座に関する資料を渡していないことが隠蔽仮装行為に該当する旨の主張を追加し、更に②意見書において、売上げに計上していない金額が全体の売上げに比して多額である旨及び請求人が認知していないても請求人の親族である経理担当者が売上除外をしており請求人が行ったと同一である旨の各主張を追加していることからすると、①については誰が隠蔽仮装行為をしたか、②については隠蔽仮装行為と評価される行為及び親族の隠蔽仮装行為を請求人の行為と同視することの記載が本件各通知書で不明確であったことの表れである旨主張する。

しかしながら、本件各通知書の記載内容が、行政手続法第14条第1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由の提示として欠けるものでないことは上記のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

(2) 争点2（本件更正請求は、通則法第23条第1項第1号の規定による更正の請求ができる場合に該当するか。具体的には、本件請求額は、平成28年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができるか否か。）について

イ 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(イ) 請求人は、平成28年1月4日から同年12月30日までの間に、合計5,980,000円を、■の母■名義の普通預金口座に振り込んだ。

(ロ) 請求人は、令和4年3月7日から同年7月6日までの間、原処分庁に対し、

要旨、以下の内容が記載された各書類を提出した。

- A 請求人の外注先とする者の略称及び現場名などが記載された本件手帳
 - B 請求人の外注先とする者の氏名又は名字並びに当該外注先とする一部の者の住所及び連絡先が記載された「外注費メンバー」と題する書類
 - C [REDACTED] が請求人に紹介した外注先とする者の名字及び当該外注先とする者への外注費を請求人が現金で直接支払っていた旨が記載された本件 [REDACTED] 確認書
 - D [REDACTED] が請求人に対して送信したとする、請求人の外注先とする者の名字及び現場名などが記載された令和元年9月24日から令和2年12月24日までの間の電子メール
 - E 妹 [REDACTED] が作成したとする「[REDACTED] 8万」、「[REDACTED] (生活費) 8万」、「[REDACTED] 16万」などと記載された本件ノート
 - F 本件ノートと類似の書式に「[REDACTED] 8万」、「[REDACTED] 16万」などと記載された書類の写真画像
 - G 妹 [REDACTED] が請求人に対して送信したとする、請求人に金員の振込みを求める旨などが記載された令和元年10月1日から令和3年5月22日までの間の電子メール及び当該電子メールに添付された「[REDACTED] 8万」、「[REDACTED] 16万」などと記載された書類の写真画像（以下、上記E及びFと併せ「本件ノート等」という。）
 - H 妹 [REDACTED] が平成17年頃から本件事業に従事していた旨、本件事業に係る業務内容として「勘定元帳の作成」、「注文受理所の処理（[REDACTED]、[REDACTED]他）」、「各支払い等」及び「クレジット、領収の集計」がある旨並びに給与として170,000円を請求人から受給していた旨が記載された本件妹確認書
- (a) 請求人が、令和4年10月6日、当審判所に提出した、作業日を平成30年6月21日から令和3年2月4日までの間の「作業報告書」と題する各書類には、現場名、作業者名、作業員数、作業内容などが記載されていた。

口 検討

(i) 本件外注費額及び本件出張手当額について

請求人は、本件外注費額及び本件出張手当額を支払ったことを示す証拠とし

て、本件手帳、「外注費メンバー」と題する書類、本件■■■確認書、■■■が請求人に対して送信したとする電子メール及び「作業報告書」と題する書類を提出する。

しかしながら、上記の各証拠の内容は、上記イの(ロ)のAからDまで及び同(ハ)のとおりであり、いずれもその作成の経緯は明らかでなく、記載内容も抽象的なもので、請求人が平成28年中に本件外注費額及び本件出張手当額を支払ったことを推認させる証拠とはいえないか、又は、いえるとしても、その推認力は弱いものといわざるを得ない。

また、請求人が真実、その主張する外注先に、本件外注費額や本件出張手当額を支払ったのであれば、通常、存在してしかるべき支払状況を記録した書類や領収証などの客観的な証拠もないなどの点で、不自然であるといわざるを得ない。

結局、請求人の主張事実は、提出に係る証拠によっても、当審判所の調査によってもこれを認めるには足りない。

したがって、本件外注費額及び本件出張手当額は、平成28年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができるとは認められない。

(ロ) 本件父母給与額について

A 請求人は、平成28年中に父■■■に対し給与として金員を支払ったことを示す証拠として、本件ノート等を提出する。

しかしながら、本件ノート等の内容は、上記イの(ロ)のEからGまでのとおりであり、その作成の経緯は明らかではなく、また、支払時期や支払理由などの記載を欠くなど、請求人が父■■■に対し平成28年中に給与として支払ったことを強く推認せるものとはいえないし、その他、給与を支払ったのであれば、通常、存在してしかるべき給与の支払明細書などもない。

B 次に、上記1の(4)のニの(ハ)のAの請求人が平成28年中に母■■■名義の預金口座に振り込んだとする金員について、上記イの(イ)のとおり、請求人から支出があったことは確認できる。

しかしながら、上記の支出が必要経費に該当するためには、それが本事業と直接の関連性を持ち、かつ、業務の遂行上必要であることを要するものと解するのが相当であるところ、請求人からは、当該支出が、本事業と直

接の関連性を持ち、かつ業務の遂行上必要があることについて、具体的な立証はなく、当審判所の調査によつても、そのことを裏付ける証拠資料は認められない。

そうすると、請求人が母■名義の預金口座に振り込んだ金員が必要経費に該当するとは認められない。

(c) したがつて、本件父母給与額は、平成28年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができるとは認められない。

(h) 本件妹給与額について

請求人は、本件妹給与額を支払つたことを示す証拠として、本件ノート等及び本件妹確認書を提出する。

しかしながら、上記の各証拠の内容は、上記イの(ロ)のEからHまでのとおりであり、その作成の経緯は明らかでなく、また、支払時期や支払理由などの記載を欠くなど、いざれも請求人が平成28年中に本件妹給与額を支払つたことを強く推認させるものとはいえないし、その他、給与を支払つたのであれば、通常、存在してしかるべき給与の支払明細書などもない。

結局、請求人の主張事実は、提出に係る証拠によつても、当審判所の調査によつてもこれを認めるには足りない。

したがつて、本件妹給与額は、平成28年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができるとは認められない。

(n) 本件減価償却費額について

請求人は、本件減価償却費額は、家事関連費として、請求人の事業に関連するものであるから事業所得の金額の計算上必要経費に算入される旨主張するところ、家事関連費は、事業所得を生ずべき業務と関連して支出する費用という性質と、所得の処分である家事費としての性質を併せ持つもので、本件減価償却費額が、事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるためには、上記1の(2)のトのとおり、本件車両に係る減価償却費の主たる部分が本事業の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分できるか、又は取引の記録等に基づいて、本事業の遂行上直接必要であった部分が明らかにされなければならない。

しかしながら、請求人は、本件車両の使用状況及び事業専用割合を50パーセン

ントとする客観的な証拠を提出せず、また、当審判所の調査によつても、これを認めるに足りない。

そうすると、本件減価償却費額は、本件車両に係る減価償却費の主たる部分が本件事業の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分した金額とは認められず、また、取引の記録等に基づいて、本件事業の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額であるとも認められない。

したがつて、本件減価償却費額は、平成28年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができるとは認められない。

(ホ) 結論

以上のとおり、本件請求額は、いずれも平成28年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができないのであるから、本件更正請求は、通則法第23条第1項第1号の規定による更正の請求ができる場合に該当しない。

(3) 本件通知処分の適法性について

上記(2)のロの(ホ)のとおり、本件更正請求は、通則法第23条第1項第1号の規定による更正の請求ができる場合に該当しない。

また、本件通知処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によつても、これを不相当とする理由は認められない。

したがつて、本件通知処分は適法である。

(4) 本件所得税等各賦課決定処分の適法性について

上記(1)のロのとおり、本件各賦課決定処分の理由の提示に不備はなく、本件各年の所得税等に係る令和3年12月8日の修正申告により納付すべき税額の計算の基礎となった事実が当該修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて、通則法第65条第4項第1号又は通則法66条第1項に規定する正当な理由があるとは認められない。

そして、請求人が本件各年の所得税等の過少申告をしたことについて、請求人から申告手続を委任された母■が本件乙口座へ振り込まれた売上金額を記載することなく年間変動損益計算書を作成したことは、請求人に隠蔽仮装行為があつたものと認められ、重加算税の賦課要件を満たすところ、請求人は、本件各年の所得税等に係る重加算税の額について、計算の基礎となる金額及び計算方法につき争わない。

以上を基に、当審判所において、本件各年分の所得税等に係る重加算税の額を計算すると、いずれも本件所得税等各賦課決定処分の額と同額となる。

また、本件所得税等各賦課決定処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によつても、これを不相当とする理由は認められない。

したがつて、本件所得税等各賦課決定処分はいずれも適法である。

(5) 本件消費税等各賦課決定処分の適法性について

上記(1)の如のとおり、本件各賦課決定処分の理由の提示に不備はなく、本件各課税期間の消費税等に係る令和3年12月8日の修正申告により納付すべき税額の計算の基礎となつた事実が当該修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて、通則法第65条第4項第1号又は通則法66条第1項に規定する正当な理由があるとは認められない。

そして、請求人が本件各課税期間の消費税等の過少申告をしたことについて、請求人から申告手続を委任された母■■■■■が本件乙口座へ振り込まれた売上金額を記載することなく年間変動損益計算書を作成したことは、請求人に隠蔽仮装行為があつたものと認められ、重加算税の賦課要件を満たすところ、請求人は、本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の額について、計算の基礎となる金額及び計算方法につき請求人は争わない。

以上を基に、当審判所において、本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の額を計算すると、いずれも本件消費税等各賦課決定処分の額と同額となる。

また、本件消費税等各賦課決定処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によつても、これを不相当とする理由は認められない。

したがつて、本件消費税等各賦課決定処分はいずれも適法である。

(6) 結論

よつて、審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

別表1

審査請求に至る経緯及び内容（所得税等）

(単位：円)

年分・項目		区分	確定申告 (青色申告)	修正申告	賦課決定 処分	更正の請求	通知処分
平成 26 年分	年月日等	法定申告期限内	令和3年12月8日	令和4年1月21日			
	総所得金額 (事業所得の金額)						
	納付すべき税額						
	重加算税の額						
平成 27 年分	年月日	平成28年4月27日	令和3年12月8日	令和4年1月21日			
	総所得金額 (事業所得の金額)						
	納付すべき税額						
	無申告加算税の額						
	重加算税の額						
平成 28 年分	年月日等	法定申告期限内	令和3年12月8日	令和4年1月21日	令和4年3月7日	令和4年7月6日	
	総所得金額 (事業所得の金額)						更正をすべき理由がない旨の通知
	納付すべき税額						
	重加算税の額						
平成 29 年分	年月日	平成30年5月10日	令和3年12月8日	令和4年1月21日			
	総所得金額 (事業所得の金額)						
	納付すべき税額						
	無申告加算税の額						
	重加算税の額						
平成 30 年分	年月日	平成31年3月26日	令和3年12月8日	令和4年1月21日			
	総所得金額 (事業所得の金額)						
	納付すべき税額						
	重加算税の額						

(注)「総所得金額（事業所得の金額）」欄の△印は損失金額を示す。

別表1（続き）

審査請求に至る経緯及び内容（所得税等）

(単位：円)

区分 年分・項目		確定申告 (青色申告)	修正申告	賦課決定 処分	更正の請求	通知処分
令和元年分	年月日等	法定申告期限内	令和3年12月8日	令和4年1月21日		
	総所得金額 (事業所得の金額)					
	納付すべき税額					
	過少申告加算税の額					
令和2年分	重加算税の額					
	年月日等	法定申告期限内	令和3年12月8日	令和4年1月21日		
	総所得金額 (事業所得の金額)					
	納付すべき税額					
	重加算税の額					

別表2

審査請求に至る経緯及び内容（消費税等）

(単位：円)

課税期間・項目		区分	確定申告	修正申告	賦課決定処分
平成 26 年 課 税 期 間	年月日等	法定申告期限内	令和3年12月8日	令和4年1月21日	
	課税標準額				
	仕入税額控除の額				
	納付すべき消費税額				
	納付すべき地方消費税額				
	重加算税の額				
平成 27 年 課 税 期 間	年月日	平成28年4月27日	令和3年12月8日	令和4年1月21日	
	課税標準額				
	仕入税額控除の額				
	納付すべき消費税額				
	納付すべき地方消費税額				
	無申告加算税の額				
平成 28 年 課 税 期 間	年月日等	法定申告期限内	令和3年12月8日	令和4年1月21日	
	課税標準額				
	仕入税額控除の額				
	納付すべき消費税額				
	納付すべき地方消費税額				
	重加算税の額				
平成 29 年 課 税 期 間	年月日	平成30年5月10日	令和3年12月8日	令和4年1月21日	
	課税標準額				
	仕入税額控除の額				
	納付すべき消費税額				
	納付すべき地方消費税額				
	無申告加算税の額				
	重加算税の額				

別表2(続き)

審査請求に至る経緯及び内容（消費税等）

(単位：円)

課税期間・項目		区分	確定申告	修正申告	賦課決定処分
平成 30 年課 稅 期 間	年 月 日	年 月 日	令和元年5月23日	令和3年12月8日	令和4年1月21日
	課 稅 標 準 額				
	仕 入 税 額 控 除 の 額				
	納 付 す べ き 消 費 税 額				
	納 付 す べ き 地 方 消 費 税 額				
	無 申 告 加 算 税 の 額				
令 和 元 年 課 稅 期 間	重 加 算 税 の 額				
	年 月 日 等	年 月 日	法定申告期限内	令和3年12月8日	令和4年1月21日
	課 稅 標 準 額				
	仕 入 税 額 控 除 の 額				
	納 付 す べ き 消 費 税 額				
	納 付 す べ き 地 方 消 費 税 額				
令 和 2 年 課 稅 期 間	過 少 申 告 加 算 税 の 額				
	重 加 算 税 の 額				
	年 月 日 等	年 月 日	法定申告期限内	令和3年12月8日	令和4年1月21日
	課 税 標 準 額				
	仕 入 税 額 控 除 の 額				
	納 付 す べ き 消 費 税 額				
	納 付 す べ き 地 方 消 費 税 額				
	過 少 申 告 加 算 税 の 額				
	重 加 算 税 の 額				

別紙1

平成26年分の所得税等及び平成26年課税期間の消費税等に係る加算税の賦課決定通知書に記載された処分の理由の要旨

以下の1から7までのとおり、隠蔽又は仮装の事実が認められたので、納付すべきこととなる所得税等又は消費税等の額に、通則法第68条の規定により計算した重加算税の額を賦課決定する。

- 1 請求人は、取引先に対して、売上金額を本件甲口座又は本件乙口座へ振り込むよう指定していた。
- 2 請求人は、母■■■に申告手続を委任しており、母■■■は、売上金額の計算に際して、年明けの申告前に、本件甲口座及び本件乙口座の通帳を基に、「年間変動損益計算書」と題する書類（以下「年間変動損益計算書」という。）を作成していた。
- 3 母■■■は、年間変動損益計算書を作成するに当たり、本件甲口座に振り込まれた売上金額のみを年間変動損益計算書に記載し、本件乙口座へ振り込まれた売上金額については年間変動損益計算書に記載しなかった。
- 4 母■■■は、上記3により作成された年間変動損益計算書に基づき、請求人の青色申告決算書及び確定申告書を作成し、提出していた。
- 5 請求人は、本件調査担当者に対し、売上金額の決済は、本件甲口座に振り込まれ、現金で受け取ることはないと旨申述していたが、その後の調査において把握された見積書等についての本件調査担当者からの質問で初めて本件乙口座に売上金額が振り込まれている旨を申述した。
- 6 請求人は、本件調査担当者に対し、申告していない売上金額は、全て本件乙口座に振り込まれている旨申述した。
- 7 請求人及び母■■■は、本件調査担当者に対し、上記3及び4の行為について、要旨次のとおり申述した。
 - (1) 父の事業が倒産し、多額の借金を背負うことを間近で見ており、お金に困りたくないと思い、売上げを少なく申告し、税金を払わないことで、その分お金を貯めようと思った。
 - (2) 申告しなかった売上代金の一部は、夫の事業の倒産により迷惑を掛けた親戚や知人への借金の弁済費用に充てた。

別紙2

平成27年分から令和2年分までの所得税等に係る加算税の賦課決定通知書及び平成27年課税期間から令和2年課税期間までの消費税等に係る加算税の賦課決定通知書に記載された処分の理由の要旨

以下の1から7までのとおり、隠蔽又は仮装の事実が認められたので、納付すべきこととなる所得税等又は消費税等の額に、通則法第68条の規定により計算した重加算税の額を賦課決定する。

- 1 請求人は、取引先に対して、売上金額を本件甲口座又は本件乙口座へ振り込むよう指定していた。
- 2 請求人は、母■■■に申告手続を委任しており、母■■■は、売上金額の計算に際して、年明けの申告前に、本件甲口座及び本件乙口座の通帳を基に、年間変動損益計算書を作成していた。
- 3 母■■■は、年間変動損益計算書を作成するに当たり、本件甲口座に振り込まれた売上金額のみを年間変動損益計算書に記載し、本件乙口座へ振り込まれた売上金額については年間変動損益計算書に記載しなかった。
- 4 母■■■は、上記3により作成された年間変動損益計算書に基づき、請求人の青色申告決算書及び確定申告書を作成し、提出していた。
- 5 請求人は、本件調査担当者に対し、売上金額の決済は、本件甲口座に振り込まれ、現金で受け取ることはない旨申述していたが、その後の調査において把握された見積書等についての本件調査担当者からの質問で初めて本件乙口座に売上金額が振り込まれている旨を申述した。
- 6 請求人は、本件調査担当者に対し、申告していない売上金額は、全て本件乙口座に振り込まれている旨申述した。
- 7 請求人は、本件調査担当者に対し、上記3及び4の行為について、要旨次のとおり申述した。
 - (1) 父の事業が倒産し、多額の借金を背負うことを間近で見ており、お金に困りたくないと思い、売上げを少なく申告し、税金を払わないことで、その分お金を貯めようと思った。
 - (2) 申告しなかった売上代金は、貯蓄や将来会社の事務所を建築するための土地

*

20,000,000円や車両約7,000,000円の購入費用に充てた。